

# 緊急時駆けつけサービス 利用に係る費用を助成します



益田市では、日常生活において不安があり見守りを必要とする高齢者の方に対して、民間警備会社の実施する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用を一部助成します。

## 民間警備会社が行う緊急時駆けつけサービスとは

急に体調が悪くなった時など、緊急ボタンを押すと自動的に警備会社の監視センターへ連絡が入ります。速やかに状況確認を行い、必要に応じて警備員が駆け付け、救急車要請や家族への連絡等を行います。

## 助成対象者（下記の要件をすべて満たす方）

- (1) 市内に住所を有すること。
  - (2) 日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。
  - (3) 年齢が65歳以上であること。
  - (4) 同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。
  - (5) 同一世帯に属する者について、市税等の滞納がないこと。
- ※益田市の安心見守りネットワーク事業（サスケ）と併用はできません。

## 助成額

民間警備会社が提供する緊急時駆けつけサービスの装置導入費用 **上限20,000円（税込）**  
※月額利用料等は補助対象となりません。

## 申請方法

補助金交付申請書に警備会社が発行する見積書を添えて高齢者福祉課へ申請してください。  
※必ず警備会社と契約する前に申請してください。

## 助成の流れ

### ①申請書を作成



対象要件を確認のうえ、申請書を高齢者福祉課、各分庁舎、市公式ウェブサイト等で入手する。

### ②見積りを依頼



市が協定を結んでいる警備会社に相談し、見積りを依頼する。

### ③申請書を提出



申請書に見積書を添付して市役所へ提出する。

### ④市から決定通知書を送付



助成するとして方へ市から決定通知書を送付する。

### ⑤サービスの利用



決定通知書を警備会社に提示し、機械の設置等をしてもらう。助成金額を差し引いた導入費用を警備会社に支払う。

## 対象警備会社

- \* 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第6項に規定する機械警備業を営む警備会社です。
- \* 各警備会社のサービス内容・料金については別紙一覧をご覧ください。

ALSOK山陰（株）

益田市中吉田町1085番地7  
TEL(0856)22-5443

セコム山陰（株）

益田市乙吉町196番地5  
TEL(0856)23-4724

北陽警備保障（株）

益田市あけぼの東町2番地1  
TEL(0856)23-3571

## 【問い合わせ先】

益田市 高齢者福祉課 高齢者福祉係  
〒698-8650 益田市常盤町1番1号 TEL：0856-31-0235